

1840年前半のManchester反穀物法同盟

Manchester Anti Corn Law League in the first half of 1840

金子俊夫

(Toshio Kaneko)

1840年前半の Manchester 反穀物法同盟

金子俊夫

はじめに

1. 1840年2月の臨時委員会
2. Metropolitan Association と Leeds の活動
3. Melbourne 内閣との会談
4. 閣僚との再会談
5. Villiers の年動議

おわりに

はじめに

1839年の反穀物法運動の顕著な成果としては組織改革としての、反穀物法協会から反穀物法同盟への移行であろう。そしてこれをきっかけとして同盟は設立時に規定した各種の活動を展開した。各農業地域での講演会の開催、小冊子や機関紙などの発行が積極的に実施されたが、同盟の期待したほどの結果は得られなかった。新たな問題が登場したのであった。これまでの自由貿易運動は Manchester の綿織物製造業を中心とする産業資本家階級と土地所有者である地主階級という2つの階級闘争であったが、新たに「安いパン」を要求する労働者階級の組織である Chartist 運動が登場し、この Chartist 運動による自由貿易運動への妨害活動が自由貿易運動の成果に少なからぬ影響を与えたのであった。

しかしながら、反穀物法同盟は1840年が明けるや否や再び活発に行動を展開した。1月12日、13日の両日に Manchester において大集会が盛大に開催されたのであった⁽¹⁾。この集会には招待された26名の国会議員を始めとし、国内77都市から200人以上の代表者が参加した。集会において彼らは激昂することもなく終始紳士的態度を保ち、講演には豊富な予備知識を持って対応し、礼儀正しく最後まで穏健な秩序が保たれた。Cobden が望んだ活動の基本的姿勢が早くも定着したのであった。大集会は大成功を収め、自由貿易主義者にとりこれまでにないほどの感動的出来事としての結果を生み、今後の運動の勢いに拍車が掛かることを同盟の誰もが期待し、本格的自由貿易運動の出発点として大いに評価できるものであった。

本稿においては、年頭の Manchester 大集会の成功をうけ好調な滑り出しを示した同盟活動が、1840年前半における反穀物法同盟の運動、すなわち2月の臨時委員会、London での活動、Melbourne 首

相ならびにその閣僚との会談、Villiers の年動議、という一連の活動にどのような効果をもたらしたかを明らかにしたい。

1. 1840年2月の臨時委員会

1840年1月に開催され、大成功を収めた Manchester 大集会は今後の反穀物法同盟の活動に、とりわけ春以降の今後の運動の展開において重要な行事であり、同時に3月下旬に政府閣僚との会見を引き出すための準備段階でもあった。Manchester での大盛會が首相 Melbourne を動かしたのであった。Manchester 大集会に出席した代表者たちは今後の同盟が必要としていることは何なのか、支持層を拡大するための組織活動はどうあるべきか、を十分理解していた。

代表者たちは反穀物法同盟の偉大な目的を達成するための方策を協議することなく Manchester を離れようとはしなかった。1840年の春のキャンペーンにより London での反穀物法感情を奮い立たせるために同盟の最初の大きな試みを実施しようとするものだった。その協議の主な内容は次のように集約できる。

1. 現在国内に自由貿易運動を進展させるための各種協会が急増しているという報告を基に、この傾向をさらに活発化させるために London において代表者会議を開催すべきである。
2. そのために、事前に代表者を London に派遣し準備をするべきである。
3. 現在不断に深刻化する不況の中で国家に悪影響を及ぼす法律の即時撤廃の必要性を証明すること。
3. そのために、各自の地域人民の不況の実情を陳述書にまとめること。
4. そして、現在施行されている1828年の穀物法の問題点を審議するという年動議を Charles Villiers が3月26日に下院議会に提出する⁽²⁾。
5. 有カスタッフの補充と2月集会の開催⁽³⁾。

上記5. の「有カスタッフの補充と2月集会の開催」について触れておきたい。すなわち、同盟の組織的な運動推進のためにまず彼らは経験豊かな Radical 運動の長老に協力を願ったのである。Francis Place を動かし組織の拡大を図ろうというものだった。彼への最初の接触は1月の Manchester 大集会の祝宴会直後であったが同意を得ることは出来なかった。しかし、かつてペニー郵便を確保する運動で共に活動した Villiers からの紹介と⁽⁴⁾、またかつて Place と一緒に活動したことのある急進派の国会議員である Warburton の斡旋により説得を行い⁽⁵⁾、ついに2月24日の Manchester 集会に出席することに同意を取り付けた。Place は革ズボン製造業に従事した後仕立て屋

として成功を収め、36歳（1807年）頃から議会改革のための政治運動に興味を示し、1799年に制定された労働組合の結成を禁止する団結禁止法の廃止に1814年以降取り組み1824年に廃止を実現した。さらに1832年の第一次選挙法改正に大いに尽力し、急進的政治改革運動の指導者としての地位を確立した。そして反穀物法同盟の主張する「自由貿易主義」と彼の「産業資本の自由主義」思想が一致し、同盟の穀物法廃止運動に同調したのであった⁽⁶⁾。彼はこれまで同盟の指導者と顔を合わせたことは無く、Richard Cobden や J.B.Smith とともに、前出の2月24日の The Strand 154での集会が初対面であった。Place はその集会で設置された臨時委員会の委員に推薦されたとき、推薦を辞退することは愚かなことであると感じたと語り、彼を推薦した同盟の会員全てが熱心に運動に取り組んでおり、しかも彼らのほとんどが同盟の準備した既存の運動方法を用いることなく、彼の用意した know-how を使用していることをその後すぐに発見した。また Place は労働組合結成禁止法の廃止に尽力した関係で労働組合に造詣が深く、彼が最もよく知っていた地域での労働組合との提携に自信を持っていた。さらに彼は Trade Club and Society のリストを所有しており、訪問して協定を結ぶことを表明した⁽⁷⁾。そして次のように記して警告している。

穀物法廃止運動にとって London での障害は多くの有力者が輸入関税の撤廃ではなく、一定関税があるいはスライディングスケール関税のどちらかに傾斜している点であり、これらの要求を我々が認めない限り彼らは我々を支援しないであろう⁽⁸⁾。

実業界に関する見解はこのように楽観的でなかったが、Place は直ちに同盟の中で活動を開始し、反穀物法運動を牽引していくのであった。

London は Manchester とは多くの点で相違しており、そこには基本的な問題も存在することを純粋な London 人である Place も知っていた。しかしどのような困難があろうとも決定的な戦場は London にあることを同盟の支持者たちは認識しており、Leeds 急進派の指導者の1人が2月に J.B.Smith に手紙に次のように書いている。

首都で発射された拳銃は地方では大砲と同じくらい大きな効果を生み出すであろう⁽⁹⁾。

2. Metropolitan Association と Leeds の活動

1840年2月に London の Strand に£31. 19s. を支払って事務所を構え、かつ£15. 3s. 4d. の5か月分の家賃を前払し、Metropolitan Anti-Corn-Law Association は組織された。有能な常任幹事 H.S.Chapman が、Manchester の Sidney Smith より多い£8. 7s. の週給で任命された。London の新協

会は最初から長期間の運動を余儀なくされることを覚悟していた。

Francis Place は首都 London にしっかりとした基盤を持つ反穀物法協会の確立を、という決意の基に各企画を推進させており、Metropolitan Anti-Corn-Law Association から臨時委員会に London での主な問題点は次の2点であることを報告した。

1. 中産階級の大部分が穀物法に対して無関心であること。
2. 労働者階級が反穀物法運動に敵愾心を厳しく持ち続けており、これに対応しなければならないこと⁽¹⁰⁾。

これらの問題点を解決するための臨時委員会の最初の具体的活動は次のとおりである。

1. 既知の自由貿易同調者の勧誘。
2. Villiers の年動議を支持している全ての国会議員と連絡を取ること。
3. Metropolitan Anti-Corn-Law Association の財政基盤としての年会費は Manchester と同じく 5 シリングに決定。労働者の会員は負担軽減のため 1 シリングとした。
4. 工場長などの支配者階層への機関誌の配布⁽¹¹⁾。

そして Place は1840年3月の初めに Cobden に次のような活動内容を記した報告書を送っている。

我々は準備活動として下記のごとく多大な事業を行ったが、これら全ては絶対的に必要なものであった。

1. 総務委員会名簿への氏名掲載を希望する600名に正式文書を送付した。そのうち250通は国会議員に対してであった。
2. London の協会の会員になることを望む多くの人のために刊行物を発行した。
3. 長時間に渡り法令規則の検討を行った。
4. 市民演説の準備をした。
5. 講義や討論のための場所を確保した。
6. 寄付金受付のための銀行の承諾を得た。
7. 運動の同意を得るために多くの人に多種の方策を試みた⁽¹²⁾。

さらに彼は、4月7日日曜日に自由貿易運動に賛同してくれた国会議員 Henry Warburton に手紙を

書いた。

我々は London で大きな進展を見せた。活動を開始して 3 週間で 87,000 人の全て自発的な署名による 407 の請願書を下院議会に提出するために準備した。そして希望的観測であるが、現在以上の請願書をさらに獲得するであろう。幾つかの工場では多くの労働者が雇用されており、Chartist である彼らが請願書に署名すると言っている。大都市の小さな一部分でしかない、しかもまだ十分でない組織を使って Peter A. Taylor は 40,000 人署名の 100 を超える請願書を獲得した⁽¹³⁾。

前途の明るい楽観的な内容であるが、一方講師活動のため Londonに残った Sidney Smith は Place と違った悲観的な内容の手紙を 5 月 2 日に Manchester に送っている。

私は昨日 Metropolitan Anti-Corn-Law Association の集会に出席し、Mr. Place の大多数の計画の説明が誇張され、かつ誤っており失望しました。その様子は次のようです。

彼らは、運動は長引き、Mr. Villiers の動議は否決され、夏そして秋が来ると現在の興奮は大きなしらけに変わってしまうだろう、と予測している。彼らはちょっとした財政調査を行っている。その調査によると、Mr. Chapman の週給は、最も少ない基準でも £30 であり、彼らは Mr. Villiers の動議の結果がでた後この金額を支払いを続けることはできず、またこの協会の存続もとりわけ困難であると考えている。

私は協会に次のように説明した。私は主として彼らを進展させる手助けをしてきました。私がもし毎日協会の事務所につめることができるなら、決して彼らを死なせるようなことは致しません。私はこの協会を成功させることを決意しました⁽¹⁴⁾。

このことは同盟の活動を直視したとき客観的に見ることのできる者とそうでない、まるで反対の見方をするものが並存していることを物語っている。目的としている自由貿易主義の実現という大きな目的に一丸となって進んでいない証拠の現れであり、同盟の内部統一に関する矛盾の現出である。さらに同盟の活動は基本において常に着実な方法が取られてきたが、人目を引くための宣伝活動が計画された。農業労働者が食している粗末なパンを苦境の見本として下院議会に提示するというものであった。これは議会作法に対する心遣いを欠いたものでこの計画は実行されなかった。Sidney Smith は 1840 年 5 月 4 日に Manchester に再び手紙を送っている。

私が Mr. Hume に会ったとき彼は、議会で黒いパンを示すようなことはしてはいけないと真剣に

助言したと言っていた、と Mr. J.B.Smith に伝えて下さい。彼は、見本のパンは厳しく、役に立たない、と言っている。彼は問題が生じ、すぐに反対者が農業労働者を世界で最も素晴らしい小作農であるとして説明したとき、これに対応する新たな適例が欲しい⁽¹⁵⁾。

このように運動方針においても同盟内部には積極派と慎重派が混在し運動の進展を躊躇させた。Sidney Smith の手紙は同盟の楽観主義者や積極派を戒める点においてすこぶる重要なものであった。一方、このような状況を理解していなかった Cobden はこの協会に直ちに穀物法反対運動に着手するよう勧告したが、Place を始めとする London 人は、公に行動を展開する前に舞台裏での支持団体と協定することの必要性を主張して、運動への着手が遅れ、この遅延が協会に大きな損害をもたらした。その後の運動に Chartist の入り込む余地を与えてしまったのであった。Hetherington や Cleave の Chartist の危険な扇動家である郵便局員の敵意に満ちた激しい妨害に Place は大いに悩まされてしまった⁽¹⁶⁾。

さらに London は数多く分割された自治都市で、そこに効果的な組織を設けるには多くの努力と資金が必要であった。自治都市内には資金や効果を得る機会があったが、協会の妥協しない態度が保守主義者の強い反発を招いてしまった。そして5月には協会は資金不足になって身動きが取れない仮死状態に陥り、事務局の Chapman の週給 £ 8. 7s. を支払うことが出来なくなり、解雇されてしまった⁽¹⁷⁾。Place は Cobden への手紙の中で、London の自由貿易主義者が £ 10 の資金調達さえもできなかったことを認め £ 250 を要求したが、「誠にひど過ぎる」と無視されてしまった⁽¹⁸⁾。

このような状況において同盟は最早 London ではいかなる効果も期待することは不可能になった。Manchester の同盟と London 急進派の連携が取れなくなってしまったのである。軋轢の生じた理由として、London 急進派が運動の主導権を強く要求し、同盟のスローガンを投げ捨て、同盟の指示を仰ぐことも無く、勝手に各地の地方協会の代表者会議を開催するなどの行動を指摘することができた。結果的には London を奮い立たせようとした計画は失敗に終わってしまったのである。

この機会に台頭してきたのが Leeds 急進派であった。彼らは4月6日 British Coffee House で会合し、多くの急進派の出席のもとに議会改革のために新たな運動を開始することを決定した。議会改革の内容は、

1. 家族参政権の実現。
2. 議席の再区分。
3. 3年以内の短い議員任期。
4. 国会議員の財産資格の廃止⁽¹⁹⁾。

などであり、この目標を実現するためには中産階級と労働者階級の急進派連合を作ることが第 1 であり、さらにこれまでの反穀物法運動を悩ませ続けてきた協力関係を築くことであった。しかしこれには問題が生じた。穏健な中産階級の自由党が自由貿易運動から離脱し、これまでのあらゆる彼らの支持を失ってしまったのである。Chartist は中産階級の自由党を、労働者を騙して Chartist から引き離そうと策略している、と非難していたのであった。Leeds の活動家の計画は最初から順調に進展しなかった。多大な努力にも拘らず、協会は目立った成果は挙げられず、また Chartist の激しい攻撃を受け、1 年足らずのうちに消滅してしまった⁽²⁰⁾。

3. Melbourne 内閣との会談

1840 年 1 月の大集会の後、各地の支部からの代表者が Manchester を去る前に、同盟評議会は 3 月 24 日に London の Palace Yard にある以前から馴染みのある Brown's Hotel に各都市や地域の代表者は集合すべきことが決定された。各地からの代表者 200 人が集まった。London で Melbourne 首相始めとする数名の閣僚との会見が企画されたのであった。そのために集まった代表者の中から、国家と特に労働者階級の状況を彼らに陳述し、さらにその週内に提出される Villiers の動議の支持を訴えるために代表委員団が指名され、委員長に John B. Smith が選出された。

内閣との会見は 3 月 27 日、金曜日に Downing Street の Colonial Office で開かれた。内閣からの出席者は Melbourne 首相を始めとし、John Russell、Robert Peel、James Graham、Labouchere 商務省大臣、そして有力な国会議員たちであった⁽²¹⁾。

代表団委員長の J. B. Smith が口火を切り、Richard Cobden、Joseph Sturge が続いて穀物法の悪影響を示すため多種の細目にわたり現状を訴え、交渉を開始した。その趣旨は次の通りである。

J. B. Smith : 1. 製造業労働者に与える穀物法の悪影響の状況。

2. 製造業労働者に対する救貧法の適用増大とその影響。

R. Cobden : 1. 保護関税と収入に課せられる単なる税金との相違点について。

2. もし食料に課せられる税が撤回されるなら、製造業に対する全ての保護を断念する。

J. Sturge : 1. 関税が完全に廃止され、港が開かれるならば、保護を受けている国内の穀物生産者は外国との競争に耐えることができる⁽²²⁾。

この後、Melbourne 首相らとの間に次のような問答があった。

Melbourne 首相：「代表団の目的は何であるか、穀物法の廃止なのか、それとも現行制度の修正なのか」

代表団：「我々の目的は完全な廃止であり、かつ即時撤廃です。」

Melbourne 首相：「しかし、それは不可能であることをあなた方はご存知でしょう。あなた方は大丈夫であると請け負うかもしれませんが、穀物法の廃止は国内情勢に大きな騒動をもたらし、わが国の状況を激変させることとなるでしょう⁽²³⁾。」「現在問題となるものはありません。あなた方の基本方針は正しいですが、しかし国民は常にあなた方の利害を注視してはいません。世界の一般的な考えは自由貿易に反対なのです⁽²⁴⁾。」

Melbourne 首相の返答は愛想笑いの冷笑をあらわにし、素っ気無く、この公式な会見における冷やかさは代表委員団の出席者の多くの態度にかなりの憤慨を引き起こした。しかし会談は続行された。

J.B.Smith：「現存制度の継続に重大な反対が存在する。それは現存の sliding scale 関税の下で、通貨の危険な攪乱と有害な金融制度の結果生じる突然の金の流失を阻止することは不可能である。」

Melbourne 首相：「それは真実である。しかし早急なる完全な廃止は有り得ないであろう。それはイギリス全体に失業が拡大し、最悪の結果を招くであろう。私は現実と理論の双方から全面廃止に反対を決意した。」

Mark Philips：「(国家の窮境を簡単に説明した後)穀物不足により窮地は継続するであろう。それは無制限の輸入による恒常的、規則的な貿易によって解決される。その様な状況が作られるならば、諸外国はわが国のいかなる食料不足も予測し、それに対応することは可能である。」「Belgium, France, Naples はわが国への穀物の送付に対し港を封鎖しており、もし規則的な需要の保証がないなら、これら以外の外国政府からもつねに同様な措置にさらされるであろう。」

Melbourne 首相：「穀物貿易は決して規則的なものではなく、多くのかつ色々な偶然性に依存している。」

J.Stuege：「貿易の範囲の大きさと外国との通商の広さは、劣っている国の方が偶然性を口にしがちである、という見解である。」

J.G.Smith：「均一な貿易体系の国は少なく、外国は安全性のために50の市場を所有している。」

Aitken (Liverpool の大規模な船舶所有者)：「より低廉な食料を購入するためによく外国に船を送ります。価格は平均して3分の1以下です。法令は国民に食料を送ることを許可しないが、国民が食料を望むことを妨げることはできない。」

Melbourne 首相：「(あたかも誤りを発見したごとく)諸君の議論によれば、現存法の廃止はこの国の穀物価格を引き下げるであろうか。」

Aitken：「どこに於いても価格は等しいように、大幅に国内価格を引き下げることはないであろう。現行法は国内価格を引き上げ、外国での価格を引き下げた。」

Melbourne 首相：「あなた方の個人的利益を考えると、現行制度が最も好ましいのではないですか。」

Aitken：「過度の不自由と時間の損失は利益の平衡性を崩してしまう。」

Melbourne 首相：「港が自由なら、外国は我が国内産業への保護関税を軽減しないであろう。彼らの製造業もまた大いに重要なのである。真っ先に与えることは相互利益のための貿易交渉の方法ではない。」

Dixon (Carlisle の市長)：「(Carlisle とその近郊に拡大している不況の最も悲痛な状況を説明した後)労働者は僅かな賃金のほとんど全てを食料に消費せざるを得ない。一方では衣服は買えないほどの高価格で、国内商業はその結果落ち込んでいる。過去40年間このようなひどい不況は無かった。」

Melbourne 首相：「(疑いの目で)労働者はあなたが今までに記憶している以上の悪い状態だということですか。」

Dixon：「(強調して)私は真実を語るためにここに来ました。綿貿易での賃金はかつて記憶しているどれよりも低いです⁽²⁵⁾。」

そして Melbourne 首相は答えた。

「飢饉段階に至るまでは適度な一定関税に賛成である⁽²⁶⁾。」

Melbourne 首相との議論はかみ合うことはほとんど無く、彼の言葉には代表委員団を満足させるものは何一つ無く、穀物法問題に関して驚くほどの無知を露呈し、不況の状況を十分理解していなかった。特に笑いながら疑っているような目つきで説明を聞き、Dixon の Carlisle に蔓延している不況の痛ましい描写を聞く態度には誠意は感じられず、嫌気を隠すことのない彼の態度に代表委員団はうんざりし、失望の色を隠すことができなかった。ただ、会見後の挨拶は礼儀正しく、思いやりのある言葉を次のようにかけた。

「あなた方にお会いでき大変うれしいです。このような会合での知性や社会的地位をもって、また事実を持って国家の不況の詳細を説明すれば、人の心を打つということは不可能ではありません。現在の問題に関する私の意見は述べたとおりです。しかしあなたが申し出た情報や提案に対し私

は力の限り全注意を注ぐであろう事を確信して下さい⁽²⁷⁾。」

J.B.Smith 委員長は最後に断固とした口調で次のように締めくくり、代表委員団は Melbourne 首相を始めとする閣僚との会見を終了した。

「閣下、我々は我々に課せられた任務を全うしたという認識の基に会見を終わります。今後の責任は政府が負わねばなりません⁽²⁸⁾。」

4. 閣僚との再会談

その後代表委員団は Robert Peel、James Graham、その他指導的地位にある国会議員との会談を苦労の上、ようやく実現した。しかし結果は Melbourne 首相のときの会談同様、満足のいくものは得られなかった。とりわけ Graham は、彼の近隣に居住する代表委員団の講演者の1人が借地農に対する地主の対応のひどさを明らかにした際、それに対し意地悪くあら捜しをした。また代表委員団の John Brooks が綿織物貿易の不振について説明したとき、Graham は次のように反論した。

「綿の消費はこれまでのどんな時期よりも増大している⁽²⁹⁾。」

表1. イギリスにおける原綿の消費と輸入

(単位100万ポンド)

年	消費額 (指数)		輸入額 (指数)	
1835	318	100	364	100
1836	347	109	407	112
1837	366	115	407	112
1838	417	131	508	140
1839	382	120	389	107
1840	459	144	592	163
1841	438	138	488	134
1842	435	137	532	146
1843	518	163	673	185
1844	544	171	646	177

出所: B.R.Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge University Press, London, 1962, pp.179-180 より作成。

表 2. イギリス綿織物の輸出

(単位: 100万ポンド)

年	輸出額 (指数)	
1835	22.1	100
1836	24.6	111
1837	20.6	93
1838	24.1	109
1839	24.5	117
1840	24.7	112
1841	23.5	106
1842	21.7	98
1843	23.4	106
1844	25.8	117

出所: B.R.Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge University Press, London, 1962, pp.302-303.より作成。

「表 1. イギリスにおける原綿の消費と輸入」によれば1839年の綿花の使用額は前年のそれより35万ポンド減少しており、指数によれば131から120への減少で、約8.4%のマイナスであり、また輸入額においても119万ポンド減少しており、指数は140から107に落ち込み、これは約23.4%の減少で、Graham の反論は明らかに間違っている。彼は正確に状況を把握していなかったのである。「表 2. イギリス綿織物の輸出」では1837年の輸出額が、1836年の2,460万ポンドから2,060万ポンドと約16%も落ち込んでおり、翌1838年に復調の兆しがみえたが1839年においても2,450万ポンドと1836年の水準には戻っておらず、その水準を超えるのは1840年を待たねばならなかった。同盟はこれらの時期の輸出低迷を懸念したのであった。

そして代表委員団の Thomas Ashton が応酬した。

「他人に依存しなければ生活できない人々がこれまで以前のいつの時期よりも数多く存在しており、綿織物製造業においては粗雑な糸が紡がれている⁽³⁰⁾。」

さらに悪いことに、Graham は反穀物法同盟の代表委員団の 1 員である John Brooks を Chartist と再三誤認し、認識不足を露呈してしまったのであった。続いて Henry Ashworth が強い語調で穀物法に反対した後、横柄な口調の Graham との討論が次のように続いた。

Ashworth: 「地代を高く保つために食糧輸入の制限を行うことは不公正であり、その悪影響を蒙っ

ている国民が今や不公正感を増大させている。このことは幸福を祈る全国民の義務として無視することはできない。」

Graham : 「あなたはなんと言う平等主義者なのか。労働者階級が土地所有者の土地にどんなことを要求しているか推測できるんですか。…もし穀物法が廃止されるなら、土地は耕作されなくなり、教会や国家の維持ができなくなり、あらゆる制度はその基本的機能を減少させ、国民は暴動を起こし、家庭は崩壊するという大惨事が国家に振り掛かるであろう。」

代表委員団 : 「我々の制度存続のためにも、家庭の崩壊を恐れることなく、不公正は除去しなければならない。英国国教がどうなろうとも我々は宗教を恐れることはない⁽³¹⁾。」

政府の立場は貿易政策の改革要求に対し反対であり、民衆の困窮には無頓着であり、利己主義的独占支持の姿勢が浮き彫りにされただけであった。

さらに代表委員団は3月31日火曜日に、陸相兼植民相の John Russell、大蔵大臣である Francis Baring、商務省大臣 Labouchere と会見することとなり、150人以上の代表委員が集結し、Downing street にある Baring の事務所は満員になった。Russell は気分が優れないとの理由で出席を取りやめてしまった。J.B.Smith 代表委員団委員長が会議を開始し、E.Ashworth は Manchester の北西部近郊に位置する Bolton 地方の深刻な不況状況を説明した後、次のように大胆に主張した。

「穀物法は単なる製造業者だけの問題でなく、公正と慈愛のための方策として廃止されるべきである⁽³²⁾」

Baring は、首相は飢饉時点までは適度な一定関税に賛成である、という3月27日の会談での Melbourne 首相の談話を取り上げ、代表委員団の顔色を伺った。しかしすぐさま不穏な空気を察知して、

「飢饉時点とは、小麦の国内価格が70シリングに達したときであり、この価格が限界点である⁽³³⁾。」

と、訂正した。その態度には優柔不断さが満ち溢れており、かつ口ごもりながらの発言で、閣僚としての断固たる信念を読み取ることはできず、代表委員団は彼らの活動が大臣たちにほとんど何の影響も与えていないことを再認識した。会見は続き、Glasgow 近郊の Paisley の牧師が Scotland の窮状を訴えた。次に Carlisle の Dixon 市長が次のように意見を述べた。

「反穀物法代表委員団は困窮する労働者の援助に希望を持っており、その希望が実現されずに失望になるなら新たな反対運動が展開され、平和は維持されるであろう⁽³⁴⁾。」

そして John Brooks が労働者の生活についてその詳細を説明した。

「彼らは勤勉で節約な生活をしてきたにも拘らず、家具や衣類などの品物を次々と質に入れることを余儀なくされ、いまや額など掛かっていない露出した裸壁や空の食器棚しか残されていない⁽³⁵⁾」

涙ながらの訴えで、彼の感情は耐え切れず痙攣を起こしたようなすすり泣きが彼の言葉をふさぎ、演説も途切れがちで会場の中で涙を見せないものはほとんどいなかった。大臣たちは通常とは全く異なった光景を目の当たりにして完全に驚いた様子でこの場を見つめていた⁽³⁶⁾。

しかし Labouchere の返答は次のようであった。

「農業に対する全ての保護を撤回するというような長いこと存在する政策の変更はない。(なぜなら) 議会における党の状況を見ると、閣僚は外国と協定を結ぶことはできず、また保証もできない。協定が承認され、そして綿織物製造業者の意見がどうであれ、穀物の自由貿易への転換において他の製造業者達が自分たちに対する保護を見捨てるかどうかは大いに疑問である⁽³⁷⁾。」

これに対し Archibald Prentice が次のように答えている。

「先週滞在した Macclesfield (Manchester 南部の近郊) の絹織物製造業者とその労働者は穀物法全廃を求める請願書を満場一致で決議し、もし穀物の自由貿易を得たならば絹織物製造業への保護の撤回を求めると宣言している⁽³⁸⁾。」

続いて、Dewsbury (Leeds の南近郊) の Ellison と Salford (Manchester 近郊) の Holland Hoole が穀物法と新救貧法を両立させることはできないと論証し、その理由を述べ、続いて Joseph Sturge、Richard Cobden が意見を述べた。

Ellison & Hoole: 「なぜなら、パンが非常に高く、その一方で労働賃金が非常に低い場合、保護監察官は健康で丈夫であっても雇用を見出せない労働者への食糧供給を拒否することはできないからである。」

Sturge : 「全ての問題は長い年月にわたる公正と慈愛の原則に関わっているが、国民の食料への課税によりその原則は破られており、恥ずべきことである。」

Cobden : 「内閣の決断は歴史上の問題となり、階級利益の単なる代表者達か或いは商業政策を啓蒙した奨励者達のどちらか一方の人格を踏み潰すことになるだろう⁽³⁹⁾。」

かくして不本意な、かつ受け入れがたい事項を押し付けているこの会議は代表委員団の英断によって閉会された。

5. Villiers の年動議

代表委員団との再度にわたる閣僚との会談が終了した翌日、4月1日(水曜日)に Charles Villiers は、先月3月26日に議会への提出に同意していた動議、すなわち外国穀物の輸入を規制している1828年の条例を両院議会において考察することの決議を求めた動議を下院議会に提出した。動議の審議に対する反対者達は討議が開始されるとその冒頭において、議事の手続き問題に異議を提出し審議を止めようと試み、開始されると騒音抗議の嵐により自由貿易主義者を妨害しようとした⁽⁴⁰⁾。質疑は、もしイギリスが外国から輸入しなければ輸出貿易を拡大することはできないであろう、という1つの論点に集中し、パンの価格についてはほとんど論じられることはなかった⁽⁴¹⁾。

動議への賛成意見が George Strickland により出されたが、Darlington 伯爵は同盟への激しい批判を展開し、その責任を報道機関に求めた。Labouchere 商務大臣が小麦の価格が70シリングに達したときに関税を1シリング引き下げたいとの私見を述べ、討論は翌4月2日木曜日に延期された。

Morpeth 卿は次のように意見を述べた。

「sliding scale よりも一定関税に賛成である。そして国民が深い不況に見舞われ、そして彼らの要求を拡大増幅し、かつそれを実現可能にする力を見つめていると、外国穀物がより自由に、より制限なく手に入ることがわが国の国内工業の努力に、そして国民の調和の安定と拡大に十分報いる時期はそんなに遠くはないと思います⁽⁴²⁾。」

そして、討論はさらに延期され4月3日金曜日に再開された。Brotherton、R.H.Greg その他2・3人の同盟会員の発言後、Robert Peel は動議に反対の理由3点を指摘した。

1. 穀物法が国家の金塊を徐々に減じていくようなことはない。
2. いかなる法の基でも生じないが、現行法の基においても価格の不公平は生じることはない。

3. 製造業品の輸出が昨年増大したので、貿易の不況は証明できない⁽⁴³⁾。

Villiers の提出した動議は、同盟のこの討論会のさらなる延長工作に失敗し動議は1839年に獲得した賛成を下回る、賛成167対反対300で否決され議会は休会に入ってしまった。自由貿易主義者は華々しい組織的な請願運動がほとんど実を結ばなかったということを認識して大いに落胆した⁽⁴⁴⁾。

Villiers の提出した動議だけでなく同盟の活動は1月のManchester大集会以降ことごとく幸運に恵まれず、新たな方策を講じなければならなかった。4月4日にBrown's Hotelで集会し、次のような決議を成立させた。

「一、穀物法問題に関する下院議会の決議を得るための代表委員団の努力は我々の敵対者に予期せぬ邪魔をされ続け、問題の功罪のいかなる判断も無しに、Villiers の動議の質疑は早すぎる打ち切りとなったが、得策として Easter の休会の後できるだけ早く下院に質疑の提出を Villiers に要請する。」

「一、代表委員団は前回の討議の結果に落胆はしていない。一、何が生じても、努力して新たな動機を見つけるように、新たな決定を見出す。一、我々は答えのない色々な議論の重要性を感じ取り、一 我々の主張は強くなり 一 最後の勝利を目指す我々の信頼は衰えず、そして苦しんでいる地域社会の強大な不平が除去されるまで力を抜かないことを、お互いにそして国家に誓う。」

「一、我々は全ての政党から離れて、穀物法の廃止を支持する国会議員だけの再選にあらゆる努力をすることを宣言する⁽⁴⁵⁾。」

特に第3の決議はこれまでの政党支持から、自由貿易賛成の個人支持への大きな方針転換であった。

Villiers は5月26日の下院議会で穀物法反対の決議案を再び提出し、その動議は前回よりも一層温和な言葉で説明を開始したが、大音響による激しい妨害に見舞われた。演説者は秩序を要求したが全く無視され混乱は続いた。そして同盟の支持者である Warburton の演説は途中「採決、採決」という大きな叫びの攻撃を受け、Mark Philips が Manchester の要求を強調しようと演壇に立ったときは耳が聞こえなくなるような喧騒で迎えられた。このような状況のもとで討論を続行することは無駄なことであるという判断により採決の要求は同意され、賛成177票、これには Liberal 党の57票が含まれていたが、反対300票により否決されてしまった⁽⁴⁶⁾。

おわりに

イギリスにおける1839年の商品輸出額は約5,320万ポンドであり、1837年に約4,210万ポンドに落ち込んで以来ようやく1836年の水準の約5,330万ポンド⁽⁴⁷⁾に復帰できたのであったが、しかし1839年の秋から年末にかけてイギリスは極端な不況に見舞われてしまった。このような状況の中で1840年の活動は景気回復のかすかな兆しと共に開始された。同盟の最初の活動であった Manchester 大集會は大成功を収め、希望に満ちた新年は幸先良いスタートを切った。そして2月にはこの大成功を基盤にして今後の同盟の活動展開を首都 London において推進しようと臨時委員会が開催され方針が決定された。まず London に Metropolitan Anti-Corn-Law Association が結成された。しかしながらその活動は Manchester の自由貿易主義者が期待した成果を挙げることはできなかった。理由は数多くの自治都市から成り立つ London において効果的な組織活動を行うには資金が必要であり、この資金を集めるには協会が Manchester の同盟と連絡を密にとって多くの階層からの賛同を得ることが必要であった。しかし Metropolitan Anti-Corn-Law Association は Manchester の同盟との連携をとることなく独自の判断による、妥協しない活動を推進したのであった。その結果、London 市民からの賛同は得られず、資金も集まらなかった。僅か数ヶ月で財政破綻を露呈し、Manchester の同盟が期待した London での拠点作りに失敗したのであった。

そしてこの間に Leeds 急進派の台頭を見るのであるが、彼らは中産階級と労働者階級の急進派連合を築き、家族参政権の実現をはじめとする諸問題を解決するための議会改革を行うことを第1の目的とした。しかし Chartist から反発を買い当初の目的を達成できず、短期間の内に Leeds 急進派の活動も停止に追い込まれてしまった。

次に反穀物法同盟は3月下旬に London にて Melbourne 内閣との会談を行い、その中で穀物法の即時撤廃を訴えるという大きな機会を得て、代表委員団250人が London に赴いた。同盟の多くの会員は首都でのこの会談に大きな希望を持ったが期待は裏切られた。Melbourne 首相は同盟の J.B.Smith の見解に対し一步も引かず、1839年の内閣の姿勢である穀物法の継続の説明に終始し、少しの譲歩をも拒否した。彼は穀物法問題の調査委員会の設置でさえも国家を革命の危険に巻き込むであろうとの意見を述べた。代表委員団は失望し、首相を「あらゆる点で小心な政治家」と形容することで満足するほかはなかった。

Villiers の年動議においても同様な結果に終わり、1840年の前半は Manchester 反穀物法同盟の対外活動において何一つ自由貿易主義者を喜ばす材料は生じなかった。彼らにとって敗北の時期と評価せざるを得なかったのである。

注

- (1) 1840年1月の Manchester 大集会については、拙著「穀物法問題と Manchester 自由貿易運動の登場」『経営論集』69号、2007年3月、を参照のこと。
- (2) 内容集約の1.～4.については、Archibald Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, Frank Cass & Co.Ltd, 1968, p.150.
なお、3月26日に穀物法反対動議を提出することに Charles Villiers は同意している。
- (3) Norman Longmate, *The Breadstealers The Fight against the Corn Laws, 1838-1846*, Maurice Temple Smith Ltd., London, 1984, p.48.
- (4) Longmate, *The Breadstealers*, p.48.
- (5) Norman McCord, *The Anti-Corn Law League 1838-1846*, Unwin University Books, London, 1968, p.75.
- (6) 京大西洋史辞典編纂会『新編 西洋史辞典』東京創元社、昭和61年、682頁。
岩波書店編集部『岩波西洋人名事典 増補版』岩波書店、1986年、1267頁。
- (7) Longmate, *The Breadstealers*, p.48.
- (8) McCord, *The Anti-Corn Law League*, p.76.
- (9) McCord, *The Anti-Corn Law League*, p.75.
- (10) Longmate, *The Breadstealers*, p.49.
- (11) Longmate, *The Breadstealers*, p.49.
- (12) Longmate, *The Breadstealers*, p.49.
- (13) Longmate, *The Breadstealers*, p.52.
- (14) Longmate, *The Breadstealers*, p.53.
- (15) Longmate, *The Breadstealers*, p.53.
- (16) McCord, *The Anti-Corn Law League*, p.76.
- (17) McCord, *The Anti-Corn Law League*, p.76.
- (18) Wendy Hinde, *Richard Cobden A Victorian Outsider*, Yale University Press, New Haven and London, 1987, p.78.
- (19) McCord, *The Anti-Corn Law League*, p.78.
- (20) Leeds の活動家の最大の成果は数ヶ月間に及ぶ準備による1840年8月の the Leeds Household Suffrage Association (Leeds 家族参政権協会) の設立であった。Leeds の活動家はこの協会に多くの業務を課し、Marshall や Stansfeld らの手腕家の努力や多くの資金を投入したが、目立った成果をほとんど挙げることはできなかった。
- (21) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.150.
この会見の様子は1840年3月31日火曜日付けの新聞、*Morning Chronicle* 紙により報道されている。
- (22) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, pp.150 – 151.
- (23) Longmate, *The Breadstealers*, p.50.
- (24) Francis W. Hirst, *From Adam Smith to Philip Snowden, A History of Free Trade in Great Britain*, Adelphi Company, New York, 1925, p.26.
- (25) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, pp.151 - 152.
- (26) Donald G. Barnes, *A History of the English Corn Laws from 1660 – 1846*, Augustus M Kelley, New York, 1961, p.244.

- (27) Longmate, *The Breadstealers*, p.51.
- (28) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.153.
- (29) Henry Ashworth, *Recollections of Richard Cobden, M.P. and the Anti-Corn Law League*, Cassell Petter & Galpin, London, 1876, p.42.
- (30) Ashworth, *Recollections of Richard Cobden*, p.42.
- (31) Ashworth, *Recollections of Richard Cobden*, pp.42 – 43.
- (32) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.155.
- (33) Barnes, *A History of the English Corn Laws*, p.244.
- (34) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.155.
- (35) Longmate, *The Breadstealers*, p.51.
- (36) K.H.Randell, *Politics and the People 1835~1850*, Collins Clear Type Press, 1990, p.59.
- (37) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, pp.155 – 156.
- (38) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.156.
- (39) Hinde, *Richard Cobden*, p.76.
- (40) Elie Halevy, *The Triumph of Reform 1830-1841*, Ernest Benn Limited, London, 1950, p.339.
- (41) Lucy Brown, *The Board of Trade and the Free - Trade Movement 1830-1842*, Oxford at the Clarendon Press, London, 1958, p.70.
- (42) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.157.
- (43) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.157.
- (44) Halevy, *The Triumph*, p.339.
- (45) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law*, p.158.
- (46) Longmate, *The Breadstealers*, pp.53- 54.
- (47) B.R.Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge at the University Press, London, 1962, pp.282-283.

(2009年1月5日受理)